

様式第2号（第9条関係）

会議録

会議の名称	令和4年度第1回ふじみ野市指定管理者選定委員会			
開催日時	令和4年6月27日（月） 開会時刻 午前10時30分 閉会時刻 午後 3時50分			
開催場所	ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室			
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	委員長	山崎 正美	委員	山中 昇
	副委員長	金子 明	施設所管課	吉村 敏世
	委員	長岡 勝美	〃	金子 一也
	〃	米村 芳一	〃	黒川 大介
	〃	伊藤 裕夫	〃	土屋 範久
	〃	進藤美奈子	〃	関根 寛之
	〃	本橋 直人	〃	永倉 秀雄
	〃	小栗 俊之	〃	小山 章子
	〃	皆川 恒晴		
会議の議題	<p>1 選定委員会</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 会議の公開・非公開について</p> <p>(3) 審査対象施設について</p> <p>(4) 選定委員会スケジュールについて</p> <p>(5) 選定審査の方法について</p> <p>(6) 前年度（令和3年度）モニタリング・評価</p> <p>(7) 募集要項及び選定基準の確認（文化施設）</p> <p>(8) 募集要項及び選定基準の確認（図書館）</p> <p>(9) 募集要項及び選定基準の確認（放課後児童クラブ）</p> <p>(10) その他</p> <p>(11) 閉会</p> <p>2 施設見学</p> <p>(1) 文化施設（ステラ・イースト）</p> <p>(2) 放課後児童クラブ（上野台放課後児童クラブ）</p> <p>(3) 図書館（上福岡図書館）</p>			
会議の公開又は非公開の別	公開			
会議の非公開の理由	—			
傍聴人の数	2人			

会議の内容		別紙のとおり
会議資料		(1) 次第 (2) 指定管理者審査対象施設一覧 (3) 会議スケジュール (4) ふじみ野市指定管理者選定委員会審査方法について (5) ふじみ野市立文化施設 資料一式（事前送付） (6) ふじみ野市立図書館 資料一式（事前送付） (7) ふじみ野市立放課後児童クラブ 資料一式（事前送付） (8) 2年目施設 令和3年度モニタリングシート（事前送付）
事務局		総合政策部経営戦略室
議事の確定	確定年月日	令和4年 月 日
	記名押印 又は署名	役職名 委員長 ㊟  ※自署の場合は、押印不要です。

## 別紙

### 会議内容

#### 1. 会議の公開・非公開について

(事務局)

ふじみ野市審議会等の公開に関する規則の規定に基づき、第1回目は公開、第2回目以降は非公開に該当すると考えられる旨を説明。

⇒異議なし

#### 2. 委員長挨拶 (省略)

#### 3. 審査対象施設

○ふじみ野市立文化施設

指定期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

○ふじみ野市立図書館

指定期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

○ふじみ野市立放課後児童クラブ

指定期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

#### 4. 選定スケジュールについて

〈概要説明〉(事務局)

#### 5. 選定審査の方法について

〈概要説明〉(事務局)

⇒選定審査の方法等について異議なし

#### 6. 前年度モニタリング・評価

■産業文化センター

〈概要説明〉(文化・スポーツ振興課)

〈質問事項等〉

○昨年度から指定管理料を600万円程度入れたところであるが、それでも100万円程度赤字となっている。これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、利用料金収入が計画額と比較して200万円程度下がっていることが影響していると思うが、今後の運営については問題ないか。

⇒利用料金収入の減少はご指摘いただいたとおりコロナによる影響と考えている。また、現在自主事業も中々実施できていないが、今後通常どおり実施できるようになれば、運営については問題ないと考えている。

○事業収支のところの賃借料が計画額より大幅に下がっているが、これはどのようなものなのか。また、減少の理由はなにか。

⇒非接触型検温器を賃借する時期が遅れてしまったため、計画額より実績額が大きく下がってしまった。

○自主事業を毎年やっているが、モニタリングシートだと参加者数などがわからない。当初計画したとおりに行われているのか、参加人数等の状況について担当課としてのコメントは。

⇒令和3年度の事業実施回数は延べ1,357回、参加者は延べ12,000人を超える。令和2年度と比較すると157%の増となっているが、コロナの影響がなかった頃までは回復していない状況である。

## ■児童センター

〈概要説明〉（子育て支援課）

〈質問事項等〉

○事業収支の賃借料の実績が計画額よりかなり大きくなっているが、これはどのような理由によるものか。また、保険料はそもそもなんなのか。実績で大幅に下がっている理由についてもお聞きしたい。

⇒館内の電気をLED化したことによる。賃借料は大幅に上がったが、その分光熱水費は削減されている。保険料については、事業の実施回数の減少に伴い保険対象者の数が減ったため、減少となっている。

## 7. 協議事項

### ■文化施設

〈概要説明〉（文化・スポーツ振興課）

〈質問事項等〉

○ステラ・ウェストはかなり特殊な施設になっていると思う。文化施設であるとともに公民館機能を兼ねており、図書館を内包している。また、ステラ・イーストのほうは途中でホール棟の工事も予定されている。

気になっている点としては、用語の使い方として、「自主事業」という言葉の使い方が文化業界のそれと異なっている点が気になる。文化業界では自主事業といった場合、主催事業をイメージすることが一般的である。そのため、きちんと説明会などの場で事業者に伝えることが必要だろう。

また、応募様式と選定基準について、共通事項に関しては丁寧に書かれているが、個別事項に係る部分が弱いように思える。他自治体の文化施設ではこの部分の配点が4、5割を占めていることが多い。

応募様式の様式2について、(5)で催事の実施計画を記載させる欄があるが、向こう5年間の計画を作るのは無理があるのではないか。作られて1、2年ではないかと思う。また文化事業の実施方針を記載させる欄がないのも気になる。他市の要項を参考としてあとで手渡すの

で、参照してほしい。

⇒用語の定義については、混乱のないようにきちんと説明していきたい。

選定基準については文化施設としての機能をきちんと評価できるような項目や配点の見直し等行いたいと思う。応募様式についても、ご指摘いただいた点を考慮し、再度見直しを行う。

- 選定基準については、共通事項の「2 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること」で個別事項で定めている項目をカバーできる部分があると思う。事業計画については個別事項ではなく、共通事項の中で評価することも可能と思うので、検討してほしい。

また、文化施設については、DBO方式で整備した施設となるので、そのことをきちんと募集要項等に明記しなくてはならないと思う。DBO事業者（SPC）と、文化施設の指定管理者と、図書館の指定管理者の3者が1つの建物を管理する形となるので、その枠組みをきちんと明示しないと、応募者が混乱してしまう。この施設をうまく運営していくためには、3者の連携体制が鍵になると思うので、協議会のようなものを設置して運営していくことが欠かせないと思う。

⇒ご指摘いただいた点を加筆したいと思います。

- そもそもなんでこの施設を指定管理施設にしたのか、指定管理施設にすることによりどのようなメリットを期待しているのか。この施設は、通常の施設に比べてハード面、ソフト面の両方でかなりの専門性が要求されると思う。どのような事業者を想定しているのか。

⇒今までこの施設の前身となる施設は公民館、図書館として教育委員会で運営してきた。今回複合型の文化施設という枠組みで生まれ変わるため、個人の方でも営利企業の方でも、あらゆる方々が利用できるような施設にしたいと考えている。例えば公民館事業については、社会教育士の配置を要件として、以前より充実した内容としていきたいし、文化芸術の発展のために世界的に有名なピアノを購入するなどしたいと考えている。SPCに運営を任せることもできたが、昨今の指定管理者制度の状況や近隣他市の事例を検討して、施設の設置目的をより果たすために指定管理者制度を導入することとした。過去にサウンディング調査を行ったところ、8者程度の事業者の参加があり、公募されたなら応募したい意向を伺っている。

- 補足として申し上げますと、500席以上のホールを持つ規模の施設においては通常複数事業者がJVを組んで管理を行うことになる。施設管理ができる事業者、舞台企画ができる事業者そして舞台技術ができる事業者が組んで管理を行う。今回の施設では、公民館機能を有する点が少し大変だと思う。社会教育士を配置させて、きちんと運営させていくことが重要だろう。

- 一利用者としての経験からお話すると、他市の施設では設備を使用した後に現状復帰を求められる。音程を調律して正したものを元のずれた状態に戻すというのは、通常ありえない話である。また、別の新規施設のホールでは午前9時から午後5時まで借りたとすると、準備だけで3時間はかかってしまい、片づけでも2時間程度かかるため、実際に使えるのは2時間少々になってしまう。それに対して時間いっぱい分の利用料を支払っている現状がある。新しく整備されたホールであるのにこのような事態になってしまうというのは、準備段階で、利用者目線で設備等についてきちんと検討していないことが原因だと思う。利用者が気持ちよく使えるような管理運営体制を、きちんと構築してほしい。
- 利用者の声を運営にきちんと反映する体制が必要。そのような仕組みはあるのか。
  - ⇒現在仕様書には記載していないが、必要性は認識している。利用者の声を前向きに運営に活かすことができるようにするための機関が必要だと考えているため、今後検討したい。
- 応募様式の様式3に関して、「市の指定管理料の上限額」欄が空欄となっており、「差」に0が入っているが、他施設と同様横線としたほうが良いのでは。
  - ⇒修正する。
- 仕様書において、緊急時の対応としてステラ・イースト、ステラ・ウェストそれぞれの役割がきちんと記載されている。ステラ・イーストは前身となる施設が災害時の一次避難所であったため、きちんと記載していただけありがたい。
- 備品の購入等については、指定管理者が購入するのか。それともSPCが購入するのか。
  - ⇒SPCが購入することになっている。
- 備品の修繕については、どうなるのか。
  - ⇒日常使用による破損に対する修繕については指定管理者が、経年劣化に伴うものについては、SPCが対応する。
- 日常使用によるものなのか、経年劣化によるものなのかは判断が難しい。先ほどもお話したが、協議体か何かできちんと細部までつめておくことが必要になる。
  - また、仕様書の14ページに「包括連携協定先」とあるが、これは何のことなのか。
    - ⇒これは本市で包括連携協定を締結しているKDDI総合研究所などを想定している。わかりづらいため記載を修正する。
- 仕様書の別紙7の中で不可抗力等の記載がある。現在、色々な施設でコロナの影響による費用の分担について問題が発生しているので、記載を

より具体的に検討しても良いのでは。

⇒本市では、市の要請に基づき休館等の措置を行った場合には翌年度に収入・支出の精算を行って対応しているところであるため、ご指摘いただいた点については問題がないと考えている。

○ホールについては通常の施設よりコロナの影響が大きいことが想定されるので、事業者から質問があった際には適切に回答してほしい。

## 8. 協議事項

### ■図書館

〈概要説明〉（社会教育課）

〈質問事項等〉

○文化施設の募集要項等の審査の際にも話が出たが、新しい大井図書館の方はSPC、図書館指定管理者、文化施設指定管理者の3者で施設の管理運営を行うことになるため、連携をとるための協議会等を設けたほうが良い。縦割りにならないようにすることが必要である。また、備品の管理などについても調整が必要となってくると思う。事務局と、文化・スポーツ振興課と協議の上で検討してほしい。

○新大井図書館については、募集要項にあるような面積等の情報しかないのか。ステラ・ウエストの完成イメージ図のような、新大井図書館をイメージできるものがあると良いが。

⇒新大井図書館はステラ・ウエストと一体のものとして整備していくものであるため、独立したイメージ図のようなものはない。

○現在の図書館で行っているボランティアの方々の取組等は新大井図書館となっても存続していくものか。

⇒市としても継続して続けていってほしいと思っているため、指定管理者とは協議を行う予定である。

○仕様書の11ページにICタグについて記載があるが、今後導入していくということか。

⇒現在所有している図書についてはICタグを貼付済みであるため、新しく購入した図書にICタグを貼付してもらおうということである。

○ICタグを利用するためのシステム本体を指定管理者が用意する必要はないということか。

⇒そのとおり。

○仕様書の別紙6についてだが、SPCは上福岡図書館についても関与するのか。

⇒SPCは同じ建物にある新大井図書館とは関わりがあるが、上福岡図書館との関わりはない。

○文化施設のほうでも話が出たが、日常管理や修繕をどちらがやるか、そ

の線引きはきちんとしておいたほうが良い。応募者から質問がくるのが想定されるので、できるかぎり詳細に書き込むようにしてほしい。

また、新大井図書館（文化施設）については、DBO事業者が施設を整備する際に、目的や理念を定めて整備をしているはずなので、それらをきちんと指定管理者が守っていくことが大事。施設整備事業の目的や理念などを募集要項等で示すようにしたほうが良い。

⇒記載を追加する。

## 9. 協議事項

### ■放課後児童クラブ

〈概要説明〉（子育て支援課）

〈質問事項等〉

○募集要項に記載のある子育てサロンについては、指定管理業務とは別に随意契約で委託するということでよいか。

⇒そのとおり。

○そうすると、今回別紙で仕様書が添付されているが、指定管理料の積算には当該業務の分は含まれていないということか。

⇒含まれていない。

○運営を行っていく上での保育や遊びの質について意見を言わせていただきたい。コロナの影響を受けて、子どもたちが体を動かす機会や人と会う機会が減ってしまっている。そういった部分を今後カバーしていきけるように保育や遊びの質を充実させていってほしい。

○字句の修正をお願いしたい箇所がある。募集要項の別紙1について、西放課後児童クラブは「建築年月：昭和44年9月」となっているが、大規模改造工事を行ったということもあるので、「改修年月：令和2年3月」としてほしい。また、三角放課後児童クラブについては「建築年月」を「改修年月」にしてほしい。また、応募様式の様式6について、性別の欄は不要かと思うので、検討してほしい。それと、仕様書の1ページにおいて「正常に保持し、」とあるが、コロナ対策への取組を推進する観点から「正常に保持するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に努めることにより」などとしてはいかがか。続いて3ページの「自力での登降室や身辺整理が可能なこと」という箇所について、単語のイメージが児童にそぐわないように感じられることから「自力での登降室や自分のことは自分でできること」としてはいかがか。また、同じく3ページの「6 人員体制等」の前文の最後に「配置する人員は、放課後児童クラブの設置理念を十分に理解する者であること。」という一文を追加してほしい。

⇒修正を行う方向で検討したい。応募様式については、全施設で様式を



修正する。

○これだけ施設数が多いと、施設によって管理運営にムラが生じることがあると思うが、どうカバーして平準化していくのか。また、それぞれのクラブ毎の収支の管理は行っているのか。

⇒経験年数を見ながらバランスをとって職員を配置した上で、各職員に対して必要な研修を実施するようにしているとともに、統括責任者を配置してクラブ間の調整を行っている。収支管理は地区毎となっており、クラブ単位でも収支や児童数を記録しているが、収支についてクラブ毎に管理することは行っていない。

○クラブによって管理運営に差が生じないようにするための対策があるようだが、もし実際に運営する中でそれでも看過できないムラ（苦情が多い等）が生じてしまった場合は、市の方でなんらかの介入を行って是正措置をとることはできるのか。

⇒可能であり、実際に行った事例もある。

## 10. 閉会